

議案第 3 号

令和5年度芽室町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度芽室町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,295,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月9日提出

芽室町長 手島 旭

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,009,737	3,181	1,012,918
	2 国庫補助金	262,856	3,181	266,037
歳入	合計	12,292,000	3,181	12,295,181

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		911,730	3,107	914,837
	1 総務管理費	833,182	3,107	836,289
12 職員費		1,574,912	74	1,574,986
	1 職員給与費	1,574,912	74	1,574,986
歳 出	合 計	12,292,000	3,181	12,295,181

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	1,009,737	3,181	1,012,918
歳入合計	12,292,000	3,181	12,295,181

# 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳 一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	911,730	3,107	914,837	3,107	0	0	0
12 職員費	1,574,912	74	1,574,986	74	0	0	0
歳出合計	12,292,000	3,181	12,295,181	3,181	0	0	0

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1総務費補助金	9,117	3,181	12,298	1総務管理費補助金	3,181	003 子育て世帯生活支援特別給付金事務費国庫補助金	81
						001 子育て世帯生活支援特別給付金事務費国庫補助金	81
						004 子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金	3,100
						001 子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金	3,100
計	262,856	3,181	266,037				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	道 道 金	地方債				
12物価高騰対策費	0	3,107	3,107	3,107				10 需用費	2	物価高騰対策子育て支援事業 3,107
								11 役務費	5	10 需用費 001 消耗品費 2
								18 負担金補助及び交付金	3,100	11 役務費 002 郵便料 5 18 負担金補助及び交付金 091 子育て世帯生活支援特別 給付金 3,100
計	833,182	3,107	836,289	3,107						

(款)12 職員費

(項) 1 職員給与費

1職員給与費	1,574,912	74	1,574,986	74				3 職員手当等	74	職員給与支払事務 03 職員手当等 001 正職員手当等 74
計	1,574,912	74	1,574,986	74						

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① <b>児童扶養手当受給者等</b>（低所得のひとり親世帯）          ② <b>①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯</b>（*）（その他低所得の子育て世帯）          ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ          （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p>* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付          ・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者          ・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）          ・ 直近で収入が減収した世帯</p>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 <b>5万円</b></p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村          ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10／10）          ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の<b>児童扶養手当受給者</b>について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）          ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「<b>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）</b>」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（<b>申請不要</b>）          ※①②いずれも、<b>直近で収入が減収した世帯等</b>については、可能な限り速やかに支給（<b>要申請</b>）</p>